

# 新型インフルエンザ等対策 業務計画

平成27年4月28日

公益社団法人神奈川県LPガス協会

# 目 次

## 第一章 総則

- 1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 業務計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 業務計画の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1 新型インフルエンザ等対策の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 情報収集・共有体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法・・・・・・・・・・ 4
- 2 感染対策の検討・実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第四章 その他

- 1 教育・訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第一章 総則

### 1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画(以下「業務計画」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、公益社団法人神奈川県LPガス協会(以下「当協会」という。)が、その業務に関して新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項等を定め、的確かつ迅速に対応することにより、その感染拡大を可能な限り抑制し、神奈川県民の生活及び経済の維持に努めることを目的とする。

### 2 業務計画の基本方針

当協会は、新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、社会維持機能に関わるライフライン事業者としての自覚のもと、可能な限りLPガスの安定供給確保を図るよう業務継続に努めるものとする。

### 3 業務計画の運用

#### (1) 業務計画策定の際の留意事項

法では、「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの」を、対象疾病と規定している。当協会としては、会員事業所における代表者並びにLPガス事業に係る従事者及び当協会役職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため欠勤する等、不足の事態が生ずることに留意する必要がある。

#### (2) 他の計画との関連

業務計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。)等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り、「地震災害対策規程集」を援用し、運用する。

#### (3) 業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の見直しを行い、実践的かつ効果的な方法等を検討する。

#### 4 定義

##### (1) 新型インフルエンザ等

法第2条第1号に定める新型インフルエンザ等感染症及び新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

##### (2) 新型インフルエンザ等対策

法第2条第2号に定める国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

##### (3) 政府新型インフルエンザ等対策本部

法第15条第1項で設置されるものをいう。

##### (4) 県新型インフルエンザ等対策本部

法第22条第1項で設置されるものをいう。

##### (5) 指定地方行政機関

法第2条第5号に定めるものをいう。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (1) 平時の体制

① 当協会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時より連絡体制の整備等協会組織の危機管理体制の整備に努める。

② 当協会は、会員事業所での体制整備に必要な指示または助言を行う。

#### (2) 発生時における実施体制

##### ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府新型インフルエンザ等対策本部(以下「国対策本部」という。)を設置した旨を公示し、県が新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)を設置したとき、当協会は災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

##### ② 本部の運営

本部の運営は、当協会の災害対策マニュアルによる。

### 2 情報収集・共有体制

#### (1) 平時における情報収集・共有体制の構築

① 当協会は、平時から新型インフルエンザ等について正確な情報を収集するよう努め、国、地方公共団体及び関係機関等から情報を入手するとともに、一般社団法人全国LPガス協会(以下「全L協」という。)及び関係事業者等

と情報交換を行い、得られた情報を会員事業所に周知徹底し、注意喚起に努めるとともに、事業所の計画や対策の見直しに役立てる。

- ② 会員事業所における代表者並びにLPガス事業に係る従事者等又はその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、速やかに当協会へ報告できるような体制を整備しておく。

## (2) 発生時における情報収集・共有の実施方法

- ① 本部長は、以下の情報(以下、「対策情報」という。)を収集し、LPガス安定供給確保に必要な情報を会員事業所に報告するとともに、国、地方公共団体及び関係機関等から提供される情報を収集し、全L協及び関係事業者等と情報交換を行い、得られた情報を会員事業所に周知徹底する。
  - i 会員事業所での感染者数(代表者並びにLPガス事業に係る従事者等又はその家族等)
  - ii 会員事業所の稼働状況
  - iii その他必要な情報
- ② 本部長は、収集した対策情報等を速やかに関係機関へ報告する。
- ③ 当協会は、対策情報等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じた広報を行うほか、ホームページ等により情報を的確に周知するよう努める。

## 3 関係機関との連携

当協会は、新型インフルエンザ等対策業務が円滑かつ効率的に行われるよう次の役割を果たすとともに、関係機関と密接な連絡を行う。

### (1) 平時に連携が必要となる関係機関

指定地方行政機関、地方公共団体、警察、消防、全L協等中央団体、関東ブロック連合協議会(以下「関ブロ」という。)等と、新型インフルエンザ等対策に関する計画、連絡体制に関し連絡調整を図る。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時連携が必要となる関係機関

- ① 国対策本部、県対策本部、全L協、関ブロと緊密な連携を保ち、業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ② 県対策本部長より緊密な連絡を図る必要があるため要員の派遣を求められたときには、要員派遣に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

### 第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### 1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

当協会は、「法」に基づく指定地方公共機関の役割として位置付けられている「新型インフルエンザ等発生の際の緊急事態において、LPガス安定供給確保のための業務」を実施するものである。

##### (1) LPガス安定供給確保の具体的内容

- ① 当協会は、新型インフルエンザ等発生時において、LPガス安定供給確保状況の確認を行うとともに、業務に支障が生じた際には、会員事業所相互でのLPガス及び供給に必要な資機材、要員について応急対応を行う。
- ② 当協会は、前記応急対応が神奈川県内事業所のみで対応不可能な際には、関ブロ又は全L協に支援要請を行う。
- ③ LPガス安定供給確保に支障が生じた際には、本部長は直ちに県対策本部にその状況を報告する。

##### (2) LPガスの供給に関する協定

神奈川県及び県内33市町村との「生活必需物資(LPG)の調達に関する協定」に基づき供給を行う。

##### (3) 発生段階ごとの対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、県行動計画で定める発生段階に応じ、各段階において対応・対策を実施する。

###### ① 未発生期の対応

新型インフルエンザ等対策の体制整備、事前準備を行うとともに必要資機材の確保等について必要な措置を講ずる。

###### ② 海外発生期から県内感染期の対応

当協会は、会員事業所の健康管理及び感染対策を徹底し、地方公共団体、関係機関等と連携し、事業継続に向け必要な措置を講ずる。

###### ③ 小康期の対応

国、地方公共団体等からの情報等により、各地域の感染動向を踏まえつつ、第二波に備え事業継続のための体制を整えるよう努める。

##### (4) 関係機関との連携

地方公共団体、関係機関等と連携し、LPガス安定供給確保のために事業継続に努める。

## 2 感染対策の検討・実施

当協会及び会員事業所における感染対策及び備蓄品について検討を行うとともに、安全対策に努める。

## 第四章 その他

### 1 教育・訓練等

#### (1) 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ等の発生時にL Pガス安定供給確保のため、会員事業所に対して危機意識の向上に必要な教育及び訓練等を実施する。

#### (2) 知識・技術の研鑽と周知

国及び地方公共団体等が実施する研修会等に積極的に職員を派遣し、新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、取得した知識・技術を効果的に活用するとともに、会員事業所に対してその周知徹底に努める。

### 附則

1 この業務計画は、平成27年4月28日から実施する。